

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 2 年 6 月 27 日

佐賀県知事 殿

提出者

住 所 佐賀県鳥栖市藤木町字若桜5-3

氏 名 昭栄化学工業株式会社 鳥栖事業所

事業所長 清水史幸

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0942-82-6661

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	昭栄化学工業株式会社 鳥栖事業所
事業場の所在地	佐賀県鳥栖市藤木町字若桜5-3
計画期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	16 化学工業
② 事業の規模	58,094百万円 (平成30年度実績・平成31年度実績は算定中)
③ 従業員数	454人 (令和2年6月1日時点)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙の通り

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成 31 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	排 出 量	別紙の通り t	別紙の通り t
	(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・人為的ミスや生産ロスが発生させない様、手順に従い作業を行っている。 ・廃棄物管理責任者が作成する「産業廃棄物月次管理表」を、環境管理責任者が公開し、排出量及び削減状況の周知を行っている。 ・排出量の著しい産廃に対して削減対策の社内協議を行う。 			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	排 出 量	別紙の通り t	別紙の通り t
	(今後実施する予定の取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取組を継続していく。 ・生産量の増加に伴い、廃棄物全体の増加が見込まれるが、特別管理産業廃棄物の抑制に向けて、廃液類のPH安定化を図る。 ・廃液側に過剰にロスしている原材料の回収、不純物の少ない原料の採用、廃液の分別や処理の効率化による社内処理の促進により、廃棄物の抑制に取り組む。 			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 「廃棄物管理手順書」で、処理先や処理方法に応じ、再資源化に支障をきたさない分別手順を定めて周知している。特別管理産業廃棄物の基準となるPHや特定有害物質含有量を数値で明確化している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現在の取組を継続していき、新規廃棄物の発生時には迅速かつ適正に対処する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（平成 31 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙の通り t	別紙の通り t
	(これまでに実施した取組)		
特になし			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙の通り t	別紙の通り t
	(今後実施する予定の取組)		
特になし			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（平成 31 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙の通り t	別紙の通り t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	別紙の通り t	別紙の通り t
(これまでに実施した取組)			
特になし			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙の通り t	別紙の通り t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	別紙の通り t	別紙の通り t
(今後実施する予定の取組)			
特になし			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（平成 30 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙の通り	別紙の通り
	(これまでに実施した取組)		
特になし			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙の通り	別紙の通り
	(今後実施する予定の取組)		
特になし			
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（平成 31 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	全処理委託量	別紙の通り	別紙の通り
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙の通り	別紙の通り
	再生利用業者への処理委託量	別紙の通り	別紙の通り
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙の通り	別紙の通り
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙の通り	別紙の通り
	(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・許可証及び契約書において、法的要求事項が満たされていることを確認の上、優良認定業者や再生利用業者を優先的に選定し、処理を委託している。 ・業者の処理状況を確認する為、現地の視察を行っている。 ・電子マニフェスト上で、委託廃棄物の適正な処理状況を確認している。 			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	全処理委託量	別紙の通り t	別紙の通り t
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙の通り t	別紙の通り t
	再生利用業者への 処理委託量	別紙の通り t	別紙の通り t
	認定熱回収業者への 処理委託量	別紙の通り t	別紙の通り t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙の通り t	別紙の通り t
	(今後実施する予定の取組)		
・現状を順守するとともに、委託先の選定は優良認定業者や再生利用業者を優先する。			
【前年度（平成 30 年度）実績】			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	別紙のとおり t	
	(今後実施する予定の取組) 処理委託時には電子マニフェストを使用する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「－」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係別紙)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項													
①現状	【前年度(平成31年度)実績】												
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	強酸(有害)	引火性廃油	廃酸(有害)	廃アルカリ(有害)	引火性廃油	汚泥(有害)	廃PCB類	合計			
	排出量	905,420 t	0,000 t	55,480 t	0,000 t	23,891 t	0,557 t	0,956 t	986,304 t	t	t	t	t
②計画	【目標】												
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	強酸(有害)	引火性廃油	廃酸(有害)	廃アルカリ(有害)	引火性廃油	汚泥(有害)	廃PCB類	合計			
	排出量	810,202 t	0,000 t	220,330 t	0,000 t	16,112 t	1,647 t	0,940 t	1049,231 t	t	t	t	t

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項													
①現状	【前年度(平成31年度)実績】												
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	強酸(有害)	引火性廃油	廃酸(有害)	廃アルカリ(有害)	引火性廃油	汚泥(有害)	廃PCB類	合計			
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	t	t	t
②計画	【目標】												
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	強酸(有害)	引火性廃油	廃酸(有害)	廃アルカリ(有害)	引火性廃油	汚泥(有害)	廃PCB類	合計			
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度(平成31年度)実績】												
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	強酸(有害)	引火性廃油	廃酸(有害)	廃アルカリ(有害)	引火性廃油	汚泥(有害)	廃PCB類	合計			
	自ら燃回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	t	t	t
②計画	【目標】												
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	強酸(有害)	引火性廃油	廃酸(有害)	廃アルカリ(有害)	引火性廃油	汚泥(有害)	廃PCB類	合計			
	自ら燃回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	t	t	t
②計画	【目標】												
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	t	t	t

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係別紙)

(第4・5面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項													
①現状	【前年度(平成31年度)実績】												
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	強酸(有害)	引火性廃油 廃酸(有害)	廃アルカリ(有害)	引火性廃油	汚泥(有害)	廃PCB類	合計				
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	t	t	t	t
②計画	【目標】												
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	強酸(有害)	引火性廃油 廃酸(有害)	廃アルカリ(有害)	引火性廃油	汚泥(有害)	廃PCB類	合計				
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	t	t	t	t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項													
①現状	【前年度(平成31年度)実績】												
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	強酸(有害)	引火性廃油 廃酸(有害)	廃アルカリ(有害)	引火性廃油	汚泥(有害)	廃PCB類	合計				
	全処理委託量	905,420 t	0,000 t	55,480 t	0,000 t	23,891 t	0,557 t	0,956 t	986,304 t	t	t	t	t
優良認定処理業者への処理委託量	905,420 t	0,000 t	31,950 t	0,000 t	0,361 t	0,557 t	0,956 t	939,244 t	t	t	t	t	
再生利用業者への処理委託量	905,410 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,956 t	906,366 t	t	t	t	t	
認定熱回収業者への処理委託量	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	t	t	t	t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0,000 t	0,000 t	23,530 t	0,000 t	23,530 t	0,000 t	0,000 t	47,06 t	t	t	t	t	
②計画	【目標】												
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	強酸(有害)	引火性廃油 廃酸(有害)	廃アルカリ(有害)	引火性廃油	汚泥(有害)	廃PCB類	合計				
	全処理委託量	810,202 t	0,000 t	220,330 t	0,000 t	16,112 t	1,647 t	0,940 t	1,049,231 t	t	t	t	t
優良認定処理業者への処理委託量	810,202 t	0,000 t	220,330 t	0,000 t	0,862 t	1,647 t	0,940 t	1,033,999 t	t	t	t	t	
再生利用業者への処理委託量	810,202 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,940 t	811,142 t	t	t	t	t	
認定熱回収業者への処理委託量	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	t	t	t	t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	810,202 t	0,000 t	220,330 t	0,000 t	15,250 t	1,647 t	0,940 t	1,048,369 t	t	t	t	t	

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

④特別管理産業廃棄物産業廃棄物の一連の処理工程

種類	名称	処理工程				
		中間処理		最終処分		
強酸	実験廃液	中和	→	固液分離	→	資源化（セメント原料）
廃酸（有害）	硝酸鉛水溶液	溶解・還元・中和・濾過	→	サマリサイクル	→	残渣埋立
引火性廃油	アルコール類	焼却	→	サマリサイクル	→	残渣埋立
汚泥（有害）	硝酸鉛水溶液	溶解・還元・中和・濾過	→	サマリサイクル	→	残渣埋立
廃PCB類	PCB廃棄物	汚染物→焼却炉	→	冷却・脱硫・ダイオキシン除去 解体・分別 解体・分別	→	ガス化・放流
		機器本体	→		→	資源化（金属）
		容器類	→		→	資源化（金属）

：委託処理

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図) 別紙

	トップマネジメント	取締役
	統括責任者	環境管理責任者
	廃棄物担当	廃棄物管理責任者 廃棄物担当者
役割	環境管理委員会	<p>当事業所の廃棄物を含めた環境に関する問題および削減について審議、検討する。</p> <p>環境管理責任者 : 1名 排水管理責任者 : 1名 産業廃棄物削減プロセスオーナー兼、廃棄物管理責任者 : 1名 廃棄物管理担当者 : 1名 省エネ推進プロセスオーナー兼、エネルギー管理責任者 : 1名 化学物質管理プロセスオーナー兼、化学物質管理責任者 : 1名 法順守プロセスオーナー : 1名 事務局 : 3名</p> <p style="text-align: right;">組織合計10名</p>
	環境管理責任者	廃棄物に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物管理責任	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理関連法規の順守 ○廃棄物管理手順書の策定、改訂、廃止。 ○廃棄物の委託処理業者の調査、選定及び管理。 ○委託契約書の締結及び更新。許可証の確認。 ○電子 manifests の運用及び管理。 ○産業廃棄物管理票(紙 manifests)の交付状況の把握と保管。 ○監督官庁への各種報告。 ○社員、協力要請各社に対する教育と啓発。

廃棄物管理を含めた環境管理組

管理体制図

